

静岡県新型コロナウイルス感染症対策専門家会議設置要綱

(趣旨)

第1条 静岡県新型コロナウイルス感染症対策本部に対し、感染症の拡大を防止するとともに、患者の重症度に応じた医療体制の確保に関する適切な助言等を行うため、静岡県新型コロナウイルス感染症対策専門家会議を設置する。

(協議事項)

第2条 会議では、次の各号に掲げる事項を協議する。

- (1) 新型コロナウイルス感染症に対する県の対策に関する専門的助言
- (2) 県内医療機関等への専門的助言
- (3) 静岡県新型コロナウイルス感染症対策本部への提言・情報提供
- (4) 新興感染症等に対する県の対策に関する専門的助言

(構成員)

第3条 会議に、委員及び顧問を置く。

- 2 委員及び顧問は、学識経験を有する者のうちから知事が委嘱する。
- 3 委員及び顧問の任期は2年間とし、再任を妨げない。
- 4 会議に座長を置き、委員の互選によりこれを定める。
- 5 座長に事故があるとき又は不在のときは、あらかじめ座長が指名する者がその職務を代理する。

(会議の開催)

第4条 会議は、座長が招集し、会議の議長となる。

- 2 座長は、第2条に定める協議にあたり必要があるときは、委員、顧問以外の者を会議へ出席させ、意見を求めることができる。

(部会)

第5条 会議に、専門の事項を検討するための部会を設置することができる。

- 2 部会の運営に関し、必要な事項は別に定める。

(庶務)

第6条 会議の庶務は、静岡県健康福祉部感染症対策局新型コロナ対策企画課において処理する。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、座長が定める。

附 則

この要綱は、令和2年5月5日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年10月15日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年12月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年3月14日から施行する。